

内閣府

○総務省令第四号

文部科学省

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第百十四条の二第一項及び第二項並びに第百四十六条並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第二項第二号及び第三号、第二十四条の二第二項第二号、第四十条の二第三項、第四十一条の二第二項及び第四十二条第二項第三号の規定に基づき、並びに年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）を実施するため、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四月八月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 寺田 稔

文部科学大臣 永岡 桂子

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の三)

〔第二章・第三章 略〕

第四章 給付

〔第一節・第二節 略〕

第三節 長期給付等

第一款 通則(第百十九条の六)

第二款 厚生年金保険給付(第百二十条―第百二十七条)

第三款 退職等年金給付(第百二十八条―第百六十二条)

〔第四章の二〕第六章 略〕

附則

(定義)

第二条 この命令において「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」若しくは「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「運営規則」、「事業計画」若しくは「予算」、「市町村連合会」、「組合員」、「受給権者」、「短期給付」、「国の組合」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「船員組合員」、「継続長期組合員」、「組合役職員」若しくは「連合会役職員」、「職員引継一般地方独立行政法人」、「定款変更一般地方独立行政法人」、「職員引継等合併一般地方独立行政法人」、「任意継続組合員」、「組合員等記号・番号等」若しくは「組合員等記号・番号」、「主務大臣」又は「社会保険診療報酬支払基金」若しくは「国民健康保険団体連合会」とは、それぞれ法第二十一条第一号から第六号まで、第三条第一号各号列記以外の部分、第十七条、第二十一条、第二十七条第一項、第三十九条、第四十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第五十四条、第五十七條第一項第二号、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第百十二条第一項、第百三十五條、第百四十条第二項、第百四十一条第一項若しくは第二項、第百四十一条の二、第百四十一条の三、第百四十一条の四、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の二十四の二第一項、第百四十四条の二十九第一項又は第百四十四条の三十三第一項に規定する職員、被扶養者、遺族、退職若しくは報酬、期末手当等、組合、運営規則、事業計画若しくは予算、市町村連合会、組合員、受給権者、短期給付、国の組合、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、船員組合員、継続長期組合員、組合役職員若しくは連合会役職員、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、職員引継等合併一般地方独立行政法人、任意継続組合員、組合員等記号・番号等若しくは組合員等記号・番号、主務大臣又は社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会をいう。

(職員)

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

〔第二章・第三章 同上〕

第四章 給付

〔第一節・第二節 同上〕

第三節 長期給付等

第一款 厚生年金保険給付(第百二十条―第百二十七条)

第二款 退職等年金給付(第百二十八条―第百六十二条)

〔第四章の二〕第六章 同上〕

附則

(定義)

第二条 この命令において「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」若しくは「報酬」、「期末手当等」、「組合」、「運営規則」、「事業計画」若しくは「予算」、「市町村連合会」、「組合員」、「受給権者」、「短期給付」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「福祉事業」、「船員組合員」、「継続長期組合員」、「組合役職員」若しくは「連合会役職員」、「任意継続組合員」、「組合員等記号・番号等」若しくは「組合員等記号・番号」、「主務大臣」又は「社会保険診療報酬支払基金」若しくは「国民健康保険団体連合会」とは、それぞれ法第二十一条第一号から第六号まで、第三十一条第一項各号列記以外の部分、第十七条、第二十一条、第二十七条第一項、第三十九条、第四十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第五十四条、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第百十二条第一項、第百三十五條、第百四十条第二項、第百四十一条第一項若しくは第二項、第百四十四条の二第二項、第百四十四条の二十四の二第一項、第百四十四条の二十九第一項又は第百四十四条の三十三第一項に規定する職員、被扶養者、遺族、退職若しくは報酬、期末手当等、組合、運営規則、事業計画若しくは予算、市町村連合会、組合員、受給権者、短期給付、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、福祉事業、船員組合員、継続長期組合員、組合役職員若しくは連合会役職員、任意継続組合員、組合員等記号・番号等若しくは組合員等記号・番号、主務大臣又は社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会をいう。

第二条の二 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」とい
う。）第二条第二項第二号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）
第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十四条第二項又は第五項

2 令第二条第二項第三号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第七項第一号

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第六条第一項第一号

三 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）第四条第一項

四 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）
第三条第一項

五 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三
条第一項若しくは第二項又は第四条

（被扶養者）

第二条の三 〔略〕

（経理単位）

第六条 第四条の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号
に規定する取引を経理するものとする。

〔一〕三 略〕

四 厚生年金保険預託金管理経理 令第十七条の二第二項第五号に掲げる厚生年金保険給付に係
る業務上の余裕金に関する取引

〔五〕十三 略〕

〔2 略〕

（組合員原票）

第九十条 〔略〕

〔2 略〕

3 組合は、組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下この条、第九
十一条から第九十二条まで、第九十三条の三、第一百一条の六、第一百一条の七、第一百一条の十二、
第一百六十条及び第六百六十四条の十において同じ。）若しくは組合員であつた者で引き続き短期組合
員（法の長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。以下同じ。）となつたものが他の
組合の組合員となつたとき若しくは国の組合の組合員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法
律第二百二十八号）第七十四条に規定する退職等年金給付に関する規定の適用を受ける組合員をい
う。以下同じ。）となつたとき、又は次項の規定による通知を受けたときは、その者に係る組合員
原票、第九十二条第一項の規定により提出された組合員期間等証明書及び年金の決定に関し必要
な書類（その者が退職及び障害を給付事由とする年金の受給権者である場合に限る。以下「年金
決定関係書類」という。）を当該他の組合又は国の組合に送付し、その写しを保管しなければなら

〔新設〕

第二条の二 〔同上〕

（被扶養者）

第六条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 厚生年金保険預託金管理経理 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五
十二号。以下「令」という。）第十七条の二第二項第五号に掲げる厚生年金保険給付に係る業務
上の余裕金に関する取引

〔五〕十三 同上〕

〔2 同上〕

（組合員原票）

第九十条 〔同上〕

〔2 同上〕

3 組合は、組合員が他の組合（法第五十七条第一項第二号に規定する国の組合（以下「国の組合」
という。）を含む。以下この条において同じ。）の組合員となつたとき、又は次項の規定による通
知を受けたときは、その者に係る組合員原票、第九十二条第一項の規定により提出された組合員
期間等証明書及び年金の決定に関し必要な書類（その者が退職及び障害を給付事由とする年金の
受給権者である場合に限る。以下「年金決定関係書類」という。）を当該他の組合に送付し、その
写しを保管しなければならない。

ない。

4 組合は、第九十一条第二項の規定により報告書の提出を受けた場合において、その者に係る組合員原票及び年金決定関係書類が他の組合又は国の組合において保管されているものであるときは、当該他の組合又は国の組合にその旨を通知して、当該組合員原票及び年金決定関係種類の送付を求めなければならない。

(組合員となつた者の年金加入期間等報告)

第九十一条 初めて組合員となつた者(国の組合の組合員であつた者で初めて組合員となつたもの又は組合員たる離婚時みなし被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。))若しくは組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間(同法第七十八条の十四第四項の規定により第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。))を有する者若しくは国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間(同法第七十八条の六第三項の規定により同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。))であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。若しくは国の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間(同法第七十八条の十四第四項の規定により第二号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。))を有する者で組合員となつたものを除く。は、そのなつた際、次に掲げる事項を記載した年金加入期間等報告書を組合に提出しなければならない。

【一・二 略】

三 組合員たる離婚時みなし被保険者期間又は国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間
四 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間又は国の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間

【五 略】

2 一の組合の組合員であつた者で再びもとの組合又は他の組合の組合員(組合員たる離婚時みなし被保険者期間又は組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。))となつたもの(国の組合の組合員であつた者で引き続きことなく組合員となつたもの、国の組合の組合員であつた者で組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者となつたもの又は組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者(組合員期間を有する者を除く。))若しくは国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは国の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者(国家公務員共済組合法第三十八条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。))で組合員(組合員たる離婚時みなし被保険者期間又は組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。))となつたものを含む。退職することなく引き続き他の組合の組合員となつたものを除く。は、当該組合員となつた際、その旨を記載した前項の報告書を組合に提出しなければならない。

(みなし組合員原票)

第九十一条の三 【略】

4 組合は、第九十一条第二項の規定により報告書の提出を受けた場合において、その者に係る組合員原票及び年金決定関係書類が他の組合において保管されているものであるときは、当該他の組合にその旨を通知して、当該組合員原票及び年金決定関係種類の送付を求めなければならない。

(組合員となつた者の年金加入期間等報告)

第九十一条 初めて組合員となつた者(国の組合の組合員であつた者で初めて組合員となつたもの又は組合員たる離婚時みなし被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。))若しくは組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間(同法第七十八条の十四第四項の規定により第三号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。))を有する者若しくは国の組合員たる離婚時みなし被保険者期間(同法第七十八条の六第三項の規定により同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。))であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。若しくは国の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間(同法第七十八条の十四第四項の規定により第二号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間をいう。以下同じ。))を有する者で組合員となつたものを除く。は、そのなつた際、次に掲げる事項を記載した年金加入期間等報告書を組合に提出しなければならない。

【一・二 同上】

三 組合員たる離婚時みなし被保険者期間又は国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間
四 組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間又は国の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間

【五 同上】

2 一の組合の組合員であつた者で再びもとの組合又は他の組合の組合員(組合員たる離婚時みなし被保険者期間又は組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。))となつたもの(国の組合の組合員であつた者で引き続きことなく組合員となつたもの、国の組合員であつた者で組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者となつたもの又は組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者(組合員期間を有する者を除く。))若しくは国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは国の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第三十八条第一項に規定する組合員期間を有する者を除く。))で組合員(組合員たる離婚時みなし被保険者期間又は組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。))となつたものを含む。退職することなく引き続き他の組合の組合員となつたものを除く。は、当該組合員となつた際、その旨を記載した前項の報告書を組合に提出しなければならない。

(みなし組合員原票)

第九十一条の三 【同上】

2 組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者が他の組合の組合員となつたとき若しくは国の組合の組合員となつたとき（他の組合の組合員であるとき若しくは国の組合の組合員であるとき又は他の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは他の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者若しくは国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは国の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者若しくは国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者となつたときを含む。）は、その者に係るみなし組合員原票その他必要な書類を当該他の組合（指定都市職員共済組合等にあつては、同項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）又は国の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

[3 略]

（被扶養配偶者みなし組合員原票）

第九十一条の五 「略」

2 組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が他の組合の組合員となつたとき若しくは国の組合の組合員となつたとき（他の組合の組合員であるとき若しくは国の組合の組合員であるとき又は他の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは他の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者若しくは国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者となつたときを含む。）は、その者に係る被扶養配偶者みなし組合員原票その他必要な書類を当該他の組合（指定都市職員共済組合等にあつては、同項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）又は国の組合に送付し、その写しを保管しなければならない。

[3 略]

（退職の届出）

第九十二条 「略」

[2 略]

3 短期組合員が退職したときは、次に掲げる事項を記載した退職に係る届書を、当該退職の時ににおける所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。

- 一 短期組合員であつた者の氏名及び生年月日
- 二 退職当時の所属機関の名称
- 三 退職年月日
- 四 その他必要な事項

（組合員証等）

第九十三条 組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。）は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所属

2 組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者が他の組合（国の組合を含む。）の組合員となつたとき（他の組合（国の組合を含む。）の組合員であるとき又は他の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは他の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者若しくは国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは国の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者となつたときを含む。）は、その者に係るみなし組合員原票その他必要な書類を当該他の組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）に送付し、その写しを保管しなければならない。

[3 同上]

（被扶養配偶者みなし組合員原票）

第九十一条の五 「同上」

2 組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）は、組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者が他の組合（国の組合を含む。）の組合員となつたとき（他の組合（国の組合を含む。）の組合員であるとき又は他の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間若しくは他の組合の組合員たる被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者若しくは国の組合の組合員たる離婚時みなし被保険者期間を有する者となつたときを含む。）は、その者に係る被扶養配偶者みなし組合員原票その他必要な書類を当該他の組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）に送付し、その写しを保管しなければならない。

[3 同上]

（退職の届出）

第九十二条 「同上」

[2 同上]

[新設]

（組合員証等）

第九十三条 組合員の資格を取得した者（法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。）は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所属

機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは第一号に規定する個人番号を、組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を、それぞれ当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

〔一〕四 略

〔2 略

（被扶養者の申告）

第九十四条 組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至つた場合には、その組合員は、遅滞なく、次に掲げる事項（第四号に掲げる事項にあつては、組合員となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合に限る。）を記載した被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療の被保険者等に該当し被扶養者がその要件を欠くに至つた場合で、組合がその事実を組合員原票、被扶養者申告書その他組合が保有する書面により確認したときは、この限りでない。

〔一〕三 略

四 被扶養者の要件を備える者が第二号の三第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨

〔五 略

2 前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者がその要件を欠くに至つたとき又は組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五 〔略〕

2 前項の規定により、入院時食事療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〕三 略

四 食事療養を受けた者の氏名及び生年月日

〔五〕九 略

〔3 略

（療養費）

第百七条 法第五十八条の規定により、療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〕三 略

四 療養者の氏名及び生年月日

機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第一号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）については、組合が地方公共団体情報システム機構等から第一号に規定する個人番号の提供を受けることができるときは、当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

〔一〕四 同上

〔2 同上

（被扶養者の申告）

第九十四条 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 被扶養者の要件を備える者が第二号の二第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨

〔五 同上

2 前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者がその要件を欠くに至つたとき又は組合が地方公共団体情報システム機構等から個人番号の提供を受けることができるときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第百六条の五 〔同上〕

〔2 同上

〔一〕三 同上

四 食事療養を受けた者の氏名、生年月日及び性別

〔五〕九 同上

〔3 同上

（療養費）

第百七条 〔同上〕

〔一〕三 同上

四 療養者の氏名、生年月日及び性別

〔五〇九 略〕

〔二〇四 略〕

(移送費)

第八十条の二 法第五十八条の三の規定により、移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した移送費請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 移送を受けた者の氏名及び生年月日

〔五〇八 略〕

〔二〇三 略〕

(月間の高額療養費の決定の請求等)

第八十条の四 法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費(令第二十三条の三の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した高額療養費請求書を組合に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 療養者の氏名及び生年月日

〔五〇十二 略〕

〔二〇三 略〕

(埋葬料及び家族埋葬料)

第八十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(組合員が死亡した場合には当該組合員の個人番号を除き、被扶養者が死亡した場合には当該被扶養者の個人番号を除く。)を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し(法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類)を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。

〔一〇三 略〕

四 死亡した者の氏名及び生年月日

〔五〇七 略〕

第一款 通則

(長期給付の適用範囲)

第八十九条の六 令第二十四条の二第二項第二号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる

〔五〇九 同上〕

〔二〇四 同上〕

(移送費)

第八十条の二 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 移送を受けた者の氏名、生年月日及び性別

〔五〇八 同上〕

〔二〇三 同上〕

(月間の高額療養費の決定の請求等)

第八十条の四 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 療養者の氏名、生年月日及び性別

〔五〇十二 同上〕

〔二〇三 同上〕

(埋葬料及び家族埋葬料)

第八十二条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 死亡した者の氏名、生年月日及び性別

〔五〇七 同上〕

〔新設〕

規定とする。

一 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第二十一条（同条第三項において準用する場合を含む。）

二 構造改革特別区域法第二十四条第二項又は第五項

第二款 厚生年金保険給付

第三款 退職等年金給付

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二百二十九条 法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 三 略

四 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職した者に該当する旨

五 六 略

二 三 略

出）（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第三百三十二条 前条の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出について準用する。この場合において、前条中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第十条の三」と、「組合員であつた当時の所属機関」とあるのは「被保険者であつた者が使用されていた事業所」と読み替えるものとする。

（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

第六百六十四条の三 法第一百四十二条の二第一項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月が同一である場合に限る。）を記載した育児休業等掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。

一 五 略

六 育児休業等の日数

二 略

三 法第一百四十二条の二第一項の規定により掛金が免除されている者に係る育児休業等の期間が延長され、又は第一項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に終了した場合には、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該者が育児休業等の終了する日の前日までに法第一百四十二条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

一 四 略

四 略

第一款 厚生年金保険給付

第二款 退職等年金給付

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二百二十九条 同上

一 三 同上

四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職した者に該当する旨

五 六 同上

二 三 同上

出）（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第三百三十二条 前条の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出について準用する。この場合において、前条中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、「地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二条の六の四」とあり、及び「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第十条の三」と、「組合員であつた当時の所属機関」とあるのは「被保険者であつた者が使用されていた事業所」と読み替えるものとする。

（育児休業期間中の掛金の免除の申出）

第六百六十四条の三 法第一百四十二条の二の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除申出書を組合に提出しなければならない。

一 五 同上

新設

二 同上

三 法第一百四十二条の二の規定により掛金が免除されている者に係る育児休業等の期間が延長され、又は第一項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に終了した場合には、次に掲げる事項を記載した育児休業等掛金免除変更申出書を組合に提出しなければならない。ただし、当該者が育児休業等の終了する日の前日までに法第一百四十二条の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときは、この限りでない。

一 四 同上

四 同上

5] 法第百十四條の二第二項第二号に規定する育児休業等の日数として主務省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該組合員を使用する事業主が当該組合員を就業させる日数（当該事業主が当該組合員を就業させる時間数を当該組合員に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該組合員が当該月において二以上の育児休業等をする場合（法第百十四條の二第二項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。

6] 法第百十四條の二第二項に規定する主務省令で定める場合は、組合員が二以上の育児休業等をしていてる場合であつて、一の育児休業等を終了した日と次の育児休業等を開始した日との間に当該組合員が勤務した日がないときとする。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出）
第百六十四條の四 前條の規定は、厚生年金保険法第八十一條の二第二項の規定により読み替へて適用する同條第一項の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前條第一項中「法第百十四條の二第一項の規定により掛金の免除の申出」とあるのは「厚生年金保険法第八十一條の二第二項の規定により読み替へて適用する同條第一項の規定により掛金の免除の特例の申出」と、同項第三号中「所屬機関」とあるのは「事業所」と、同項第五号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と、前條第三項中「法第百十四條の二第一項の規定により掛金が免除」とあるのは「厚生年金保険法第八十一條の二第二項の規定により読み替へて適用する同條第一項の規定により保険料の徴収の特例が適用」と、「法第百十四條の二の二の規定の適用」とあるのは「厚生年金保険法第八十一條の二の二の規定の適用」と、同項第三号中「所屬機関」とあるのは「事業所」と、同項第四号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と読み替へるものとする。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料の特例の申出等の特例）
第百六十四條の五 第三号厚生年金被保険者が法第百十四條の二第一項の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一條の二第二項の規定により読み替へて適用する同條第一項の申出をしたものとはみなす。

2 第三号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一條の二第二項の規定により読み替へて適用する同條第一項の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第百十四條の二第一項の申出をしたものとみなす。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の特例の申出）
第百六十四條の七 前條の規定は、厚生年金保険法第八十一條の二の二第二項の規定により読み替へて適用する同條第一項に規定する産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前條第一項中「法第百十四條の二の二の規定により掛金の免除

〔新設〕

〔新設〕

（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出）
第百六十四條の四 前條の規定は、厚生年金保険法第八十一條の二に規定する育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前條第一項中「法第百十四條の二の規定により掛金の免除の申出」とあるのは「厚生年金保険法第八十一條の二の規定により保険料の徴収の特例の申出」と、同項第三号中「所屬機関」とあるのは「事業所」と、同項第五号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と、前條第三項中「法第百十四條の二の規定により掛金が免除」とあるのは「厚生年金保険法第八十一條の二の規定により保険料の徴収の特例が適用」と、「法第百十四條の二の二の規定の適用」とあるのは「厚生年金保険法第八十一條の二の二の規定の適用」と、同項第三号中「所屬機関」とあるのは「事業所」と、同項第四号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と読み替へるものとする。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料の特例の申出等の特例）
第百六十四條の五 第三号厚生年金被保険者が法第百十四條の二の二の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一條の二の二の申出をしたものとみなす。

2 第三号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一條の二の二の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第百十四條の二の二の申出をしたものとみなす。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の特例の申出）
第百六十四條の七 前條の規定は、厚生年金保険法第八十一條の二の二に規定する産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前條第一項中「法第百十四條の二の二の規定により掛金の免除の申出」とあるのは「厚生年金保険法第八十一條の

の申出」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により保険料の徴収の特例の申出」と、同項第三号中「所属機関」とあるのは「事業所」と、同項第六号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と、前条第三項中「法第十四条の二の二の規定により掛金が免除」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により保険料の徴収の特例が適用」と、同項第三号中「所属機関」とあるのは「事業所」と、同項第四号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等の特例）
第六百六十四条の八 第三号厚生年金被保険者が法第十四条の二の二の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の申出をしたものとみなす。

2 第三号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の二第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第十四条の二の二の申出をしたものとみなす。

（船員組合員原票）
第七百七十五条 「略」

2 第九十条第二項から第四項までの規定は、船員組合員原票について準用する。ただし、船員短期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受けない船員組合員をいう。以下同じ。）については、船員組合員であつた者で引き続き船員短期組合員となつた者を除き、同条第三項及び第四項の規定は準用しない。

（船員組合員証等）

第七百七十六条 船員組合員の資格を取得した者は、第九十三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した船員組合員資格取得届書を、所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは第一号に規定する個人番号を、船員組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を、それぞれ当該船員組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

〔一〇四 略〕

〔二〇三 略〕

（組合役職員等の範囲）

第七百七十九条 法第四十一条第一項又は第二項に規定する職員に準ずるものとして主務省令で定めるものは、常時勤務に服することを要する組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者又は常時勤務に服することを要する連合会（同項に規定する連合会をいう。以下この条において同じ。）の役員及び連合会に使用され、連合会から給与を受ける者とし、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものを除き、かつ、第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるもの

の二の二の規定により保険料の徴収の特例の申出」と、同項第三号中「所属機関」とあるのは「事業所」と、同項第六号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と、前条第三項中「法第十四条の二の二の規定により掛金が免除」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定により保険料の徴収の特例が適用」と、同項第三号中「所属機関」とあるのは「事業所」と、同項第四号中「掛金の免除の申出」とあるのは「保険料の徴収の特例の申出」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等の特例）
第六百六十四条の八 第三号厚生年金被保険者が法第十四条の二の二の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第八十一条の二の二の申出をしたものとみなす。

2 第三号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の二の申出をした場合には、併せて同一の事由により法第十四条の二の二の申出をしたものとみなす。

（船員組合員原票）
第七百七十五条 「同上」

2 第九十条第二項から第四項までの規定は、船員組合員原票について準用する。

（船員組合員証等）
第七百七十六条 船員組合員の資格を取得した者は、第九十三条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した船員組合員資格取得届書を、所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、第一号に規定する個人番号については、組合が地方公共団体情報システム機構から同号に規定する個人番号の提供を受けることができるときは、当該船員組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

〔一〇四 同上〕

〔二〇三 同上〕

（組合役職員等の範囲）

第七百七十九条 法第四十一条第一項又は第二項に規定する組合役職員又は連合会役職員は、常時勤務に服することを要する組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者又は連合会（法第四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下この条において同じ。）の役員及び連合会に使用され、連合会から給与を受ける者とし、次に掲げる者を含むものとする。

を除く。)を含むものとし、次項に掲げる者を含まないものとする。

「一略」

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは同条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは始業時刻変更等の措置若しくは同法第二十四条第一項各号に定める制度若しくは措置に準じて講ずる措置を受けている者

三 常時勤務に服することを要しない組合又は連合会に使用され、組合又は連合会から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間により勤務をするにととされているもの

四 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない組合又は連合会に使用され、組合又は連合会から給与を受ける者のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

五 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない組合又は連合会に使用され、組合又は連合会から給与を受ける者のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額（健康保険法第三条第一項第九号ロに規定する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの）を除く。次条第一項第四号ロ、第七十九号の三第一項第四号ロ及び第七十九号の四第一項第四号ロにおいて同じ。）について、法第四十三条第八項及び令第二十二條の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者でないこと。

2 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まれないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

- 一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者に相当する者
- 二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者
- 三 地方公務員法第二十六條の六第七項第一号、第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の六第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

「一同上」

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは同条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは始業時刻変更等の措置若しくは同法第二十四条第一項各号に定める制度若しくは措置に準じて講ずる措置を受けている者

三 常時勤務に服することを要しない組合又は連合会に使用され、組合又は連合会から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（雇用契約により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続き十二月を超えに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務をすることを要することとされているもの

「新設」

「新設」

「新設」

3 令第四十条の二第三項の規定により読み替えられた令第二十四条の二第一項に規定する主務省令で定める者は、第一項第三号に掲げる者（常時勤務に服することを要する組合又は連合会の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（雇用契約により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）又は同項第四号若しくは第五号に掲げる者とする。

4 令第四十条の二第三項の規定により読み替えられた令第二十四条の二第二項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者に相当する者

二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者

（職員引継一般地方独立行政法人の役職員）

第七十九條の二 法第四百一十一條の二に規定する職員に準ずるものとして主務省令で定めるものは、常時勤務に服することを要する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十二條に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者とし、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものを除き、かつ、第二号から第四号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるものを除く。）を含むものとし、次項に掲げる者を含むものとする。

〔一 略〕

二 常時勤務に服することを要しない職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する職員引継一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間により勤務することを要することとされているもの

三 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する職員引継一般地方独立行政法人の職員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

四 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること。

ロ 報酬月額について、法第四十三條第八項及び令第二十二條の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること。

〔新設〕

〔新設〕

（職員引継一般地方独立行政法人の役職員）

第七十九條の二 法第四百一十一條の二に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

〔一 同上〕

二 常時勤務に服することを要しない者として職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する職員引継一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

〔新設〕

〔新設〕

ハ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者でないこと。

2|| 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者に相当する者

二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者

三 地方公務員法第二十六條の六第七項第一号、第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の六第一項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項第一号の規定により採用された者に相当する者又は大学の教員等の任期に関する法律第五條第一項の規定により採用された者

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員）

第七十九條の三 法第四百一十一條の三に規定する職員に準ずるものとして主務省令で定めるものは、常時勤務に服することを要する地方独立行政法人法第十二條に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者とし、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものを除き、かつ、第二号から第四号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるものを除く。）を含むものとし、次項に掲げる者を含むものとする。

〔一 略〕

二 常時勤務に服することを要しない定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する定款変更一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間により勤務することを要することとされているもの

三 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する定款変更一般地方独立行政法人の職員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

四 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること

ロ 報酬月額について、法第四十三條第八項及び令第二十二條の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること

〔新設〕

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員）
第七十九條の三 法第四百一十一條の三に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

〔一 同上〕

二 常時勤務に服することを要しない者として定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する定款変更一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

〔新設〕

〔新設〕

ハ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者でないこと
前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者に相当する者

二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者

三 地方公務員法第二十六條の六第七項第一号、第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の六第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一号の規定により採用された者に相当する者

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）

第七十九條の四 法第四十一條の四に規定する職員に準ずるものとして主務省令で定めるものは、常時勤務に服することを要する地方独立行政法人法第十二條に規定する役員及び職員引継等合併一般地方独立行政法人に使用され、職員引継等合併一般地方独立行政法人から給与を受ける者とし、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものを除き、かつ、第二号から第四号までに掲げる者にあつては、国の組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であるものを除く。）を含むものとし、次項に掲げる者を含むものとする。

〔一略〕

二 常時勤務に服することを要しない職員引継等合併一般地方独立行政法人に使用され、職員引継等合併一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間により勤務することを要することとされているもの

三 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない職員引継等合併一般地方独立行政法人に使用され、職員引継等合併一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、その一週間の所定勤務時間及び一月間の所定勤務日数が、常時勤務に服することを要する職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員について定められている一週間の勤務時間及び一月間の勤務日数の四分の三以上であるもの

四 前二号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 一週間の所定勤務時間が二十時間以上であること

ロ 報酬月額について、法第四十三條第八項及び令第二十二條の規定の例により算定した額が、八万八千円以上であること

ハ 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者でないこと

〔新設〕

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）

第七十九條の四 法第四十一條の四に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

〔一 同上〕

二 常時勤務に服することを要しない者として職員引継等合併一般地方独立行政法人に使用され、職員引継等合併一般地方独立行政法人から給与を受ける者のうち、主務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

〔新設〕

〔新設〕

2 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者に相当する者

二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者

三 地方公務員法第二十六條の六第七項第一号、第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の六第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

（職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の取扱）

第百七十九條の五 令第四十一條の二第二項の規定により読み替えられた令第二十四條の二第一項

に規定する主務省令で定める者は、第百七十九條の二第一項第二号に掲げる者（常時勤務に服することを要する職員引継一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（雇用契約により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、第百七十九條の三第一項第二号に掲げる者（常時勤務に服することを要する定款変更一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（雇用契約により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、若しくは前条第一項第二号に掲げる者（常時勤務に服することを要する職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員について定められている勤務時間以上勤務した日（雇用契約により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを除く。）、又は第百七十九條の二第一項第三号、第百七十九條の三第一項第三号若しくは前条第一項第三号に掲げる者若しくは第百七十九條の二第一項第四号、第百七十九條の三第一項第四号若しくは前条第一項第四号に掲げる者とする。

2 令第四十一條の二第二項の規定により読み替えられた令第二十四條の二第二項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定により臨時的に任用された者に相当する者

二 地方公務員法第二十六條の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者に相当する者

（国の職員の取扱）

第百七十九條の六 令第四十二條第二項第三号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>一 人事院規則八一―二（職員の任免）第四十二条第二項</p> <p>二 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九九条）第七条第一項第一号</p> <p>三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第三条第一項</p> <p>四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十九条第一項</p> <p>五 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第三条第一項及び第二項</p> <p>六 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第十四条第一項（同条第二項の規定により任期を定める場合に限る。）</p> <p>七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第七条第一項第一号</p>	
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和四年十月一日から施行する。

(育児休業等に関する経過措置)

第二条 この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正後の規程」という。）第百六十四条の三（第百六十四条の四において準用する場合を含む。）の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する地方公務員等共済組合法第四十三条第十二項に規定する育児休業等について適用し、施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(継続被保険者に係る届出)

第三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づく年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号。以下「経過措置政令」という。）第五十五条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続被保険者（以下単に「継続被保険者」という。）に限る。）又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定

の施行の日前において支給事由の生じた厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（継続被保険者であつて、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより当該繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）は、施行日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、経過措置政令第五十五条第一項第一号に規定する者に該当することを証する書類を添えて、これを地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により全国市町村職員共済組合連合会の業務をこれらの地方公務員共済組合に行わせることとした場合を除き、全国市町村職員共済組合連合会）に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四 継続被保険者に該当する旨（厚生年金保険の被保険者の資格の取得事由を含む。）

（特定法人以外の特定地方独立行政法人等に係る届出）

第四条 地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号。以下「改正令」という。）附則第三条第二項ただし書、第四項又は第六項の規定による申出は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。）附則第十七条第二項ただし書、第五項又は第八項の規定による申出をすることができる場合にあつては、当該申出と同時に行わなければならない。

2 改正令附則第三条第二項ただし書、第四項又は第六項の規定による申出に係る手続については、年金機能強化法附則第十七条第二項ただし書、第五項又は第八項の規定による申出に係る手続に準じて行うものとする。

3 前二項の規定は、改正令附則第四条第三項において同令附則第三条の規定を法人等に使用される者について準用する場合について準用する。

4 改正令附則第四条第二項の規定により読み替えられた改正令附則第二条第二項に規定する主務省令で定める規定は、改正後の規程第一百七十九条第二項、第一百七十九条の二第二項、第一百七十九

条の三第二項又は第七十九條の四第二項（改正令附則第四條第二項の規定により読み替えられた附則第二條第二項に規定する総務大臣が定めるもの）にあつては、改正後の規程第七十九條第二項及び第四項、第七十九條の二第二項及び第七十九條の五第二項、第七十九條の三第二項及び第七十九條の五第二項又は第七十九條の四第二項及び第七十九條の五第二項）とする。

5 改正令附則第四條第三項の規定により読み替えられた改正令附則第三條第一項に規定する主務省令で定める者は、改正後の規程第七十九條第一項第五号、第七十九條の二第一項第四号、第七十九條の三第一項第四号又は第七十九條の四第一項第四号に掲げる者とする。

6 改正令附則第四條第三項の規定により読み替えられた改正令附則第三條第八項に規定する主務省令で定める規定は、改正後の規程第七十九條第二項、第七十九條の二第二項、第七十九條の三第二項又は第七十九條の四第二項とする。